

# 令和6年度 加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金 交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地域生活支援拠点を他領域にまたがる複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」のさらなる機能充実のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護の施設若しくは児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援の施設、同条第4項に規定する放課後等デイサービスの施設（以下「医療的ケアサービスを提供する施設」という。）又は法第5条第8項に規定する短期入所の施設を新たに開設する事業所に対し、予算の範囲内において開設に要する経費の一部を補助することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

## (補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金交付申請書に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付申請については、同一の年度において1回限りとする。

2 補助申請者は、補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金

額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第4条 市長は、前条に規定する補助申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書により、補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

4 市長は、申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第5条 前条第2項に規定する交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の中止・廃止）

第6条 補助事業者が補助事業の遂行が困難となり補助事業を中止又は廃止しよう

とするときは、加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業中止・廃止申出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申し出に対し申出事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業中止・廃止承認通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金変更申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第4条第1項の規定に準じて決定を行い、その旨を加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金変更通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度が終了したときは、加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金実績報告書に必要な書類を添えて、14日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、内容を審査し交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付するものとする。

2 補助事業者は前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やか

に加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときは、その旨を加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金交付決定取消通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金返還通知書により、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第 9 条の額の確定を行った場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、前項の通知書により、その返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書により市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(帳簿の備付)

第 13 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(報告又は調査)

第 14 条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(様式)

第 15 条 申請書、その他書類の様式は別に定める。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

|        |             |   |
|--------|-------------|---|
| 補助金の種類 | 性質          | 事業費補助   |
|        | 目的          | 医療的ケアサービスを提供する施設の開設を促進し、医療的ケアを必要とする障がい者（児）の日中活動の場の充実を図るため   |
| 補助金の範囲 | 対象となる者      | <p>次のすべてに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人格を有する者</li> <li>2 新たに医療的ケアサービスを提供する施設を開設する者</li> <li>3 法第36条第1項又は児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する事業所の指定を兵庫県知事から受けた者若しくは当該指定を受ける見込みがある者</li> <li>4 当該事業所整備において他の補助金等の交付を受けていない者</li> <li>5 当該事業所整備において過去3年間に本事業の交付決定を受けていない者</li> </ol>  |
|        | 対象となる事業及び経費 | <p><b>【対象となる経費】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物の新築および既存の物件の購入に要する経費</li> <li>2 既存の建物の改修に要する経費</li> <li>3 消防設備の整備に要する経費</li> <li>4 緊急通報装置の設置に要する経費</li> <li>5 共用部分の電気設備の整備に要する経費</li> <li>6 既存の建物を賃借する場合にあっては、敷金、礼金、その他当該賃借にかかる契約締結当初に要する経費</li> <li>7 備品の購入に要する経費であつて、県の事業所指定日から起算し前後4月以内に購入する備品でかつ、当該年度内に支払った経費</li> </ol> <p><b>【対象外となる経費】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の買収又は整地に要する費用</li> <li>2 契約締結当初に要する経費のうち、賃貸借期間の終了に伴い、補修分を差し引くなどして返金される保証金的性格の預け金</li> </ol> |
| 補助率及び額 | 補助率         | 対象経費の1／2  |
|        | 補助金の額       | <p>1 施設につき上限5,000千円<br/>         ※千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。</p>  |

別表第2（第2条関係）

|        |             |   |
|--------|-------------|---|
| 補助金の種類 | 性質          | 事業費補助   |
|        | 目的          | 短期入所施設の新規開設を促進し、地域における障がい者（児）の緊急時の受け入れ先の拡充を図るため   |
| 補助金の範囲 | 対象となる者      | <p>次のすべてに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人格を有する者</li> <li>2 新たに定員3人以上の短期入所施設を開設する者、又は定員を3人以上追加するために短期入所施設を増築する者</li> <li>3 法第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業所の指定を兵庫県知事から受けた者又は当該指定を受ける見込みがある者</li> <li>4 当該事業所整備において他の補助金等の交付を受けていない者</li> <li>5 緊急時の受け入れ対応体制の確保ができる者</li> <li>6 当該事業所整備において過去3年間に本事業の交付決定を受けていない者</li> </ol>   |
|        | 対象となる事業及び経費 | <p><b>【対象となる経費】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物の新築および既存の物件の購入に要する経費</li> <li>2 既存の建物の改修に要する経費</li> <li>3 消防設備の整備に要する経費</li> <li>4 緊急通報装置の設置に要する経費</li> <li>5 共用部分の電気設備の整備に要する経費</li> <li>6 既存の建物を賃借する場合にあっては、敷金、礼金、その他当該賃借にかかる契約締結当初に要する経費</li> </ol> <p><b>【対象外となる経費】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の買収又は整地に要する費用</li> <li>2 契約締結当初に要する経費のうち、賃貸借期間の終了に伴い、補修分を差し引くなどして返金される保証金的性格の預け金</li> </ol> |
| 補助率及び額 | 補助率         | 対象経費の1／2  |
|        | 補助金の額       | <p>1 施設につき上限5,000千円<br/>     ※千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。</p>  |